

告 示

埼玉県告示第千三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、金子克司ほか二十五人からの鴻巣行田土地改良区設立の認可申請を平成二十八年八月九日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年八月十五日から

平成二十八年九月十二日まで

二 縦覧場所

鴻巣市役所

鴻巣市役所吹上支所

鴻巣市役所川里支所

行田市役所

行田市役所南河原支所